

新潟県柏崎市U・Iターン促進住宅支援事業補助金交付要綱
(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟県内にU・Iターンにより就職する者であって、柏崎市内に賃貸住宅を契約し居住するものに対して、家賃を補助するため、予算の範囲内において補助金を交付することについて、新潟県柏崎市補助金等交付規則（昭和50年規則第29号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住民登録 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき柏崎市の住民基本台帳に登録されていることをいう。
- (2) 定住 柏崎市に住民登録を行った上で、柏崎市に生活基盤を有し、勤務先の人事異動等により、柏崎市外へ転出する見込みがないことをいう。
- (3) 企業等 法人又は個人が開業した事業所をいう。
- (4) Uターン者 柏崎市の出身者であって、新潟県外から柏崎市に住民登録をしたものをいう。
- (5) Iターン者 柏崎市以外の出身者であって、新潟県外から柏崎市に住民登録をしたものをいう。
- (6) 民間賃貸住宅 建物の所有者等との間で賃貸契約を締結し、自己の居住の用に供する住宅であって、公的賃貸住宅、社宅、事業所の寮、親族所有の住宅等を除くものをいう。
- (7) 家賃 民間賃貸住宅の賃貸住宅契約に定められた賃借料（管理費、共益費、駐車場料金等を除く。）の月額をいう。
- (8) 親族 2親等以内の親族をいう。
- (9) 公務員 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条に規定する地方公務員をいう。
- (10) 市税等 市の債権をいう。
- (11) 二大学 柏崎市内にある新潟産業大学及び新潟工科大学をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、親族以外が経営する民間賃貸住宅に家賃を支払う者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) Uターン者又はIターン者であって、柏崎市内の民間賃貸住宅に居住し、柏崎市に住民登録をしたもので、住民登録をした時点の年齢が40歳未満のもの
 - (2) 初回申請をした日から3年以上定住の意思をもって柏崎市内に居住する者
 - (3) 転勤による配属でなく、柏崎市内の企業等に就職し、1年以上の雇用期間が見込まれる者又は個人事業主で柏崎市に定住する者
 - (4) 納付すべき納期限の到来した市税等を完納している者
 - (5) 公務員でない者
 - (6) 他の公的制度による家賃助成を受けていない者
 - (7) 生計を一にする世帯全員が、過去にこの要綱による補助金の交付を受けていない者
 - (8) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けていない者
 - (9) 生計を一にする世帯全員が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でない者
- 2 前項の規定にかかわらず、企業等の人事異動等により市内に定住しないことが明らかであると市長が認める者は、補助金の交付対象としないものとする。

（補助金の額及び交付期間）

第4条 世帯1か月当たりの補助金の額は、家賃から住宅手当等を控除した額の3分の1の額とし、上限は2万円とする。ただし、算出した1か月当たりの補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額を補助金の額とする。

- 2 補助対象者の世帯に中学生以下の者が1人以上いる場合（以下この項において「加算要件」という。）は、前項の額に5,000円を加算する。この場合において、月の途中に加算要件を満たすことになったときは、その翌月分の補助金から加算する。
- 3 前2項に規定する補助金の交付期間は、最初の交付決定のあった

月以降の最初に家賃満額を支払った月から２年間（２４か月）を限度とする。

（補助金の交付申請）

第５条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、柏崎市Ｕ・Ｉターン促進住宅支援事業補助金交付申請書（別記第１号様式）に次に掲げる書類を添えて、住民登録をした日又は二大学を卒業した日のいずれか遅い日から１年以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 雇用証明書（別記第２号様式）
- (2) 雇用契約書、労働条件通知書等の労働条件が分かるものの写し（企業等に就職している場合のみ）
- (3) 賃貸住宅契約書の写し及び賃貸住宅契約に係る費用が分かるものの写し
- (4) 税務署に提出した開業・廃業等届出書の写し（個人事業主の場合のみ）
- (5) 卒業証明書（二大学の卒業者のみ）
- (6) その他市長が必要と認める書類

２ 前項の規定は、２年度目以後の申請について準用する。この場合において、前項各号列記以外の部分中「住民登録をした日又は二大学を卒業した日のいずれか遅い日から１年以内」を「補助金を受ける年度の４月３０日まで」と読み替えるものとする。

（補助金の交付決定）

第６条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、柏崎市Ｕ・Ｉターン促進住宅支援事業補助金交付決定通知書（別記第３号様式）又は柏崎市Ｕ・Ｉターン促進住宅支援事業補助金不交付決定通知書（別記第４号様式）により、申請者に通知するものとする。

（申請内容の変更）

第７条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請者の内容に変更が生じたときは、柏崎市Ｕ・Ｉターン促進住宅支援事業補助金変更交付申請書（別記第５号様式）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請により補助金の額又は補助金の交付期間を変更することを決定したときは、柏崎市U・Iターン促進住宅支援事業補助金変更交付決定通知書（別記第6号様式）により当該交付決定者に通知するものとする。

3 前項の規定により補助金の交付期間を短縮する場合において、転居等により家賃の満額を支払わない月があるときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付請求書）

第8条 交付決定者は、補助金の交付決定期間のうち当該年度の4月分から9月分までを前期分とし、10月分から3月分までを後期分として、前期分は9月末日までに、後期分は3月末日までに柏崎市U・Iターン促進住宅支援事業補助金実績報告書兼請求書（別記第7号様式）に家賃納入証明書（別記第8号様式）を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告があったときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定したときは、柏崎市U・Iターン促進住宅支援事業補助金確定通知書（別記第9号様式）により通知するとともに、請求があった月の翌月の末日までに交付決定者の指定する金融機関の口座に振り込む方法により交付するものとする。

（補助金の返還等）

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 交付決定者が市外へ転出したとき。
- (2) 補助金の申請に関し、偽りその他不正の行為があったと認めたとき。
- (3) 第3条第2項の規定に該当すると認めたとき。
- (4) 市税を滞納しているとき。
- (5) その他市長が必要と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- 3 市長は、前2項の規定により交付決定者に損害が生じることがあってもその賠償の責めを負わない。

(補助金の重複交付の禁止)

第10条 補助金の交付を現に受けている者又は既に受けた者は、新たに補助金の交付を受けることができない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(失効)

- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、補助金の支払については、令和10年3月31日までの間は、新潟県柏崎市U・Iターン促進住宅支援事業補助金交付要綱は、その効力を有する。

(経過措置)

- 3 改正後の新潟県柏崎市U・Iターン促進住宅支援事業補助金交付要綱の規定は、平成30年4月1日以後に申請した者について適用し、同日前に交付決定を受けた者については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の様式で使用に差し支えないものは、当分の間そのままこれを使用し、又は所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の新潟県柏崎市U・Iターン促進住宅支援事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申請した者について適用

し、同日前に交付決定を受けた者については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際既に改正前の新潟県柏崎市 U・I ターン促進住宅支援事業補助金交付要綱の規定によってなされた手続又は提出された書類は、それぞれ改正後の新潟県柏崎市 U・I ターン促進住宅支援事業補助金交付要綱の規定によってなされた手続又は提出された書類とみなす。
- 3 この要綱の施行の際改正前のそれぞれの様式による用紙で現に残存するものは、当面の間、そのまま使用し、又は所要の修正を加えて使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際改正前のそれぞれの様式による用紙で現に残存するものは、当面の間、そのまま使用し、又は所要の修正を加えて使用することができる。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。